

関東学院大学大学院経済学研究科運営委員会規程

(平成11年5月22日制定)

(設置)

第1条 関東学院大学大学院経済学研究科委員会規程第6条に基づき、大学院経済学研究科に大学院経済学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 大学院経済学研究科委員長
- (2) 経済学専攻主任、経営学専攻主任
- (3) 大学院経済学研究科委員長が指名する委員2名（各専攻から1名）

2 委員長は、大学院経済学研究科委員長とする。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

3 委員会は、必要に応じて当該事項に関係ある教職員に出席を求め、その報告と意見を徴することができる。

(任務)

第4条 委員会は、研究科委員会の委任により、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究科委員会の運営に関する事項
- (2) シラバスの検証に関する事項
- (3) FD (Faculty Development) に関する事項
- (4) 社会連携に関する事項
- (5) その他、経済学研究科および大学院全般に関する事項

(議事録)

第5条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、学部庶務課が所管する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院経済学研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月16日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月10日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月27日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年12月22日に改正し、2026年4月1日から施行する。